

問 加入分担金は法に抵触するおそれは

答 抜本的な見直しを行い条例改正で対応



横田孝穂議員

【白馬村公共下水道事業
受益者負担金について
(と危機管理について)】

問 時効による債権消滅額
は平成24年度決算では、
1億504万9826円となる
が、平成26年度決算での件数と
その額は。

村長 時効による不納欠損額の
対象件数は、44件(実人
数24人) 112万8400円
です。

問 時効となり債権が消滅し
徴収された後に返納した
返納金、及び還付加算金の最新
の数値は。

村長 「受益者負担金事務改善
報告書」に記載のとおり、
還付対象金額は594万213
0円で、還付加算金額は148
万1100円、還付対象者は46
名となり平成25年6月の還付以
降において、誤徴収による還付
はありません。

問 平成13年度には、負担金
の一部または全額を3年
経過しても支払わない対象者に
は賦課替えを実施したが、土地
の筆数・面積・分担金の総額は。

村長 土地の筆数566筆、面
積では30万8230㎡と
なり、金額にして4億1623
万2391円(1㎡当たり13
50円)です。

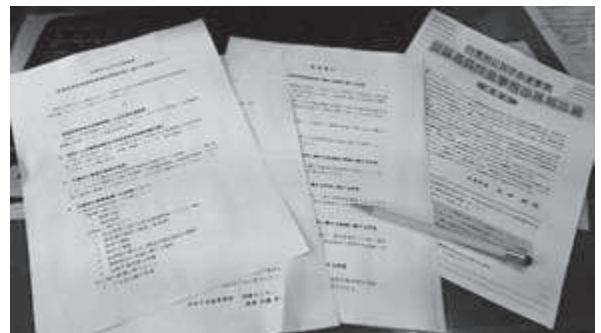
問 「受益者負担金事務改善
報告書」の中では、公共
枱が設置されていたり、前面の
道路に下水道本管が埋設されて
いるのに排水区域外とするな
ど、「区域の設定に不可解な点
が多い」とあり、区域の設定に

あたっては常に適切、公平であ
るべきだが、不可解な対象地の
筆数、面積、その額は。

村長 区域外もしくは賦課漏れ
となっている対象地が見
受けられず、すべてを精査し
ているわけはありませんが、
6筆で1万4109㎡となり、
金額では1269万8100円
(1㎡当たり900円)です。

問 「広報はくば8月号」で、
公共下水道受益者負担金
に関する日本下水道事業団研修
センターに依頼した事務改善報
告書について、外部機関による
検証・評価を終えての記事が掲
載されました。結果を踏まえて
どの事項では、「抜本的な見直
しが必要と考えられる」とある。
どのような道筋を立てて進むの
か。

村長 例規の改正は、下水道事
業団の支援により進め、
現在は排水区域の見直しを行う
ための事例の取りまとめを行
い、来年3月を一つの目標とし、



下水道事業団からの報告書

出来るものから着手する予定で
す。現在は、住民訴訟を起こさ
れており、判決によっては改正
した箇所を再び手直しも想定さ
れ、柔軟に進めていきます。

問 住民監査請求から訴訟に
発展している事案につい
て、現在の裁判状況は。

村長 現在までに、口頭弁論3
回・弁論準備手続き8回
で、次回は弁論準備手続きが10
月の予定です。

問 農地の徴収猶予期間は法
に定められた5年であ
る。村は期間を過ぎ、猶予申請
と、その取扱いを怠り、多くの

農地はすでに時効ではないか。
村の条例・規則では都市計画法・
自治法に対抗できるのか。

副村長 農地の猶予関係は非常
に大切なポイントであ
り、下水道事業団の法の解釈で
は、時効はその猶予が切れた時
点から時効が進行するとありま
すが、村では今のところ時効に
なっていないものと解釈してい
ます。

上査課長 現在は猶予地はそのま
まで、再確認見直し作業
を進めています。